

## 🔍 お子さんが受けられる支援

配慮が必要なお子さんが**地域で安心して生活を送る**ために利用できるさまざまな**支援サービス**があります。中には、障がい者手帳の交付を受けていなくても、利用できる場合があります。まずは、ご相談ください。  
※この章では、主に学校を卒業するまでのお子さんを対象とした支援を紹介しています。学校卒業後については、p.57～をご覧ください。



### 🔍 児童通所支援サービス

サービスの名称	内容
児童発達支援	0歳児から小学校に入学する前までのお子さんに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	学校(小、中学校、高等学校など)に通っているお子さんに、放課後や休みの日に生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
保育所等訪問支援	お子さんが通っている保育所(園)、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	身体が不自由で理学療法などの訓練又は医療的管理下で支援が必要な0歳児から小学校に入学する前までのお子さんに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練や治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり児童通所支援を受けるために外出することが困難なお子さんに対し、ご自宅へ訪問し日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

### ちょこっとコラム

#### 家族全員の年収があわせて約400万円の場合

うちの子どもは5歳です。わが家の場合、児童発達支援(ピンク色の受給者証)を毎月23日間程度と、短期入所(水色の受給者証)を毎月7日間ほど利用しています。月々の利用者負担額は、それぞれ毎月4,600円とおやつ代(1日100円程度)などです。また、日中一時支援(緑色の受給者証)を使うときは、一回あたり300円程度払っています。

※これはあくまで一例なので、世帯の収入によって負担額は異なります。



## サービス受給者証について

サービスの内容により、3つの受給者証があります。  
①児童通所(ピンク色)  
②福祉サービス(水色)  
③地域生活支援(緑色)

### 🔍 障がい福祉サービス

サービスの名称	内容
居宅介護(ホームヘルプ)	ご自宅で入浴、排泄及び食事の介護などの支援を行います。
短期入所	ご自宅で介護をする方が病気の場合などに、短期間、施設で入浴、排泄、食事の介護などを行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいがあるお子さんに、外出時の介護、排泄及び食事の介護などを行います。
同行援護	重度の視覚障がいがあるお子さんに、移動に必要な情報提供や援助を行います。
重度障がい者等包括支援	常に介護が必要な寝たきりの状態にあるお子さん等に、包括的なサービスを提供します。

### 🔍 地域生活支援サービス

サービスの名称	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難なお子さんに、外出のための支援を行います。
日中一時支援事業(p.31)	障がいのあるお子さんの日中における活動の場を提供しながら、家族のお仕事や一時的な休息を支援します。